

「寿司」と掛け合わせ、地域資源を活用した体験型観光コンテンツ  
造成業務委託仕様書

1 委託する業務名

「寿司」と掛け合わせ、地域資源を活用した体験型観光コンテンツ造成業務

2 業務の趣旨・目的

国内外の知的好奇心の高い旅行者を対象に、本県の気候風土が育んだ食材・習慣・伝統・歴史に根差す暮らしや食文化などの地域資源と「寿司」を掛け合わせた体験型観光コンテンツを造成し、宿泊を促進するとともに、リピーターの獲得による観光消費額の増加を図り、ひいては「寿司といえば富山」の認知度向上を目指すもの。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

(1) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

- ・本業務におけるターゲットエリアは「首都圏、関西圏、中京圏」の3大都市圏エリアとする。具体的なターゲット設定については、提案の中で適切でかつ効果的だと思われるターゲット設定を行うこと。

地 域	首都圏、関西圏、中京圏
年 代	20代～50代（テーマ毎に年代を設定するもの）
価 値 観	<ul style="list-style-type: none"><li>・年に複数回、旅行に出かける。</li><li>・旅行先選びの決め手は「グルメ（食）」である。</li><li>・文化・歴史的な背景やストーリーにも関心がある。</li><li>・地域住民との交流、伝統文化への参加、地元食材を使った料理の体験など、その土地ならではの魅力に強い関心がある。</li></ul>

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・「寿司」を起点とした情報接点から本県の魅力理解を喚起し、造成したコンテンツの体験、宿泊の実施、再訪意向・再訪行動の喚起へと段階的な行動変容を促していくもの。

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(2) 目標値（KPI）の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・本業務を通じて造成したコンテンツの利用者数については、次年度に報告をお願いする予定としている。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) 「寿司」を切り口とした体験型観光コンテンツの造成

- ・本事業は、事業の成功および継続性の確保を目的として、県が別途委託する外部有識者（専門家）による事業内容・実施体制等へのコーチングを導入し、当該専門家の伴走支援の下で推進するものとする。
- ・翌年度以降の継続的な販売および民間事業者による体験型観光コンテンツの自走化を前提に、商品設計のロードマップを明確化し、計画的に取り組むこと。なお、令和7年度中において造成コンテンツの販売に着手（企画・商品化まで実施）すること。
- ・造成した体験型観光コンテンツについて、造成するコンテンツのうち1テーマ以上について、旅行事業者やメディア等を対象にモニター調査を実施し、その結果を踏まえて実販売に向けた改善（ブラッシュアップ）を行うこと。
- ・体験型観光コンテンツの造成に当たっては、下記の目的別に具体的なテーマを設定し、取り組むこと（①および②から合計3テーマを選定すること）。

(※) テーマ設定に当たっては、下記目的に加え、話題性の創出および「寿司といえば富山」の認知度向上に資する工夫を施すこと。

- ① ナイトタイムエコノミー等（日没から日の出までの時間帯（おおむね18時～翌6時））、宿泊促進に資する「すし体験」コンテンツの造成
- ② リピーター獲得促進に資する、季節に応じた「すし体験」コンテンツの造成

- ・コンテンツ造成に当たっては、明確な体験価値を設定した上で提案すること。体験価値の設定は隨時見直し（ブラッシュアップ）を行い、コンテンツの魅力向上（磨き上げ）に継続的に取り組むこと。
- ・各テーマについては、複数の事業者または地域が一体となって連携する取組となるよう工夫すること。
- ・宿泊施設での朝食前やチェックイン前後やチェックアウト後等旅マエに限らず、旅ナカの段階で案内・参加しやすい内容となるよう配慮すること。

#### （4）「寿司」を切り口とした体験型観光コンテンツの情報発信

- ① (3) で造成した体験型観光コンテンツに関して、事業の趣旨と利用促進に繋がる特設サイトを設定すること。
  - ① 特設サイトについては、富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」の「特集」フォーマットを使用することを想定し、作成すること (<https://www.info-toyama.com/stories>)
  - ② 特設サイトでは、体験型観光コンテンツごとにコンテンツの魅力を伝えるページを作成すること。
  - ③ 企画提案、取材、原稿作成、入稿（校正作業も含む）及びこれらに関する各種調整までを行うこと。
  - ④ 「とやま観光ナビ」管理画面より入稿、編集作業を行うこと（写真だけでなく段落途中に動画を加えることも可能）
  - ⑤ (3) で造成した観光コンテンツを組み合わせ、1泊2日以上の「モデルコース」を3本以上設定し、特設サイト内に情報掲載を行うこと（詳細を「モデルコース」フォーマット等別ページへ誘導する等紹介の仕方を工夫すること）
  - ⑥ 富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」内のページ集客力がある既存コンテンツ（特集／スポット・体験／イベント等）ページから、作成する特設サイトの集客を図ることができる工夫・方法についても提案をすること
  - ⑦ 情報発信に関しては、別で業務委託している「首都圏メディアリレーション業務」と連携し、適切なタイミングでの情報連携を行い、全国メディアにおける露出拡大を行っていくものとする

#### （5）情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告宣伝用クリエイティブを制作すること。
- ・広告クリエイティブは、SNSでの投稿が可能なフィード投稿、ストーリーズ、リール動画等で効果的なものを提案するもの。  
な素材を提案すること。

- ・ターゲットに対し、期待する行動変容を促す広告宣伝用クリエイティブを制作すること。
- ・広告クリエイティブは、SNSでの配信に適した形式（フィード投稿、ストーリーズ、リール動画等）で効果的な案を提案すること。あわせて、各形式に最適化した素材案（静止画・動画・テキスト等）を提示すること。
- ・県内宿泊施設において宿泊客向けに造成コンテンツを案内できる広告素材（チラシ等）を作成すること。
- ・協力宿泊施設への広告素材の共有方法は、電子データまたは紙媒体とする（県、富山県ホテル旅館組合等と協議の上、最終決定すること）。
- ・上記に加え、効果的な情報伝達手段について提案すること。

#### （8）効果測定、改善

- ・本委託事業において、メディアやSNSに関係記事や投稿が掲載された際の露出成果や認知効果については、広告費に換算して県に報告すること。
- ・本事業に関して、月1回以上、担当者との定例会議を実施すること。議題案および議事録（アクションアイテム含む）を作成・共有すること。

### 5 成果物及び提出物

#### （1）広告クリエイティブ

- ・本業務により制作した広告クリエイティブ等は、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

#### （2）報告書

- ・広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
  - (ア) モニター調査に係る分析レポート
  - (イ) モニター調査に係る分析結果により、来年度以降のターゲティング案と事業戦略について、改善案

### 6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。